

年金問題への速やかな対応を求める意見書

公的年金は、国民の高齢期等における生活を支える重要な制度であります。ところが、年金保険料の納付記録の管理がずさんであったため、保険料を納めたのに年金が受け取れない、あるいは本来の受給額より少ない額しか受け取っていないという実態も分かってきました。今回の問題によって、国民の年金制度に対する信頼は、大きく揺らいでいます。

政府は、「年金時効特例法案」と、コンピュータ内の5,000万件の納付記録の突き合わせという対策を打ち出しました。しかし、「時効の撤廃」によって補償されるのは、「納付記録の訂正」が行われた場合に限りであり、保険料を納めたのに「記録がない」と言われているような、そもそも「記録の訂正」ができない人はこの対策の対象となりません。また、「宙に浮いた年金記録」の突き合わせは、コンピュータ内のデータの損壊部分を修復し、コンピュータへの入力漏れを是正しなければ、被害者への対応につながりません。このような事態を招いた社会保険庁の責任は、極めて重大であります。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、国民がこれまで納付した保険料に見合った年金をしっかりと受給できるよう、次の事項を早期に実現されるよう強く要望します。

- 1 未納扱いになっている人の納付記録を復元するため、全国の社会保険事務所や市町村に散在している元台帳とコンピュータのデータとを照合して、コンピュータにすべての納付記録が正確に入力・管理されるように調査・訂正すること。
- 2 すべての加入者に納付履歴を送付して緊急チェックしてもらうとともに、本人と結びついていない納付履歴についても工夫して情報を提供して注意を呼びかけることによって、速やかに納付記録を是正・統合すること。
- 3 完全に納付記録が消失してしまった人については、加入者側の証言を最大限に尊重して対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年6月26日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣